

措置通知及び公表実施要綱

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項及び第242条第9項に規定する措置通知の監査委員による公表（以下「措置通知公表」という。）は、この要綱の定めるところにより実施するものとする。

(措置通知を求める事項)

第2条 監査委員が監査結果に基づく報告又は勧告において、議会、長その他の執行機関又は職員（以下「市長等」という。）に対し表明した意見又は改善若しくは検討（これらに相当するものを含む。）の措置を講ずべき旨の指摘を行った事項（以下これらを「要措置事項」という。）について措置通知を求めるものとする。

(措置通知の期限)

第3条 要措置事項のうち、市長等が措置を講じたものについては、監査結果の報告にあつては当該報告後6か月以内に、勧告にあつては当該勧告に示された期間内に通知を求めるものとする。

2 要措置事項のうち、前項に定める期日までに措置を講じていないものについては、引き続き措置通知を求めるものとする。

(公表の方法)

第4条 措置通知の公表は、第3条による通知を受けた後、蒲郡市公告式条例（昭和29年蒲郡市条例第7号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

(雑則)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、監査事務局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月25日から施行する。